

令和8年度 神戸ビジネスプログラム運営業務 質問に対する回答

回答日：令和8年3月16日

No.	質問内容	回答
1	<p>運営経費について</p> <p>「運営にかかる経費は上限10,000,000円」と記載がありますが、こちらの経費はどのコースに対する経費か。また、「運営にかかる経費」の定義はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限10,000,000円の制限は、③AI特化型コースのみに適用されます。 ・ 具体的な費目の指定はありませんが、企業支援を行うために必要な費用以外の部分を指します。例えば、本事業の事務局運営の人的費、備品購入費等を想定しており、伴走支援としての広報宣伝費や開発人的費については、別費用とします。
2	<p>Microsoft AI Co-Innovation Labの活用について</p> <p>仕様書4③(8)において「Microsoft AI Co-Innovation Lab等の活用支援を実施すること」とあるが、本プログラムの採択企業が同ラボを利用するにあたり、市と連携することで利用枠や期間が優先的に確保されるなどの優遇措置は想定されているか。また、利用に際して費用が発生するか。</p>	<p>Microsoft AI Co-Innovation Lab（以下、ラボ）は無償で利用いただけます。本プログラムの採択企業がラボを利用する時期や期間は、神戸市と協議をして決定する運用を想定しています。</p>
3	<p>広報の実施方法について</p> <p>仕様書4⑥(14)「効果的な広報の実施」において、各種WEB広告等の実施が求められている。その方法の例として、著名な外部有識者を「アンバサダー（象徴）」として広告に起用し、プロモーションを行うことを検討しているが、特定の人物をフィーチャーした広報展開について、制限事項はあるか。</p>	<p>広告への著名な外部有識者の起用については、現時点で特段の制限は設けていません。本事業の効果および神戸市事業としての価値をより高める目的で、親和性のある方を起用していただくことは問題ありませんが、実施にあたっては、事前に市と協議の上実施してください。なお、社会的信用を損なう恐れのある人物や神戸市事業として相応しくないと判断される人物の起用は適当ではないと考えますので、一般的な社会通念に照らしてご判断ください。</p>